第2回　社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会	参考資料１
平成29年11月20日	

放課後の生活を支えている施策について

放課後の生活を支えている施策（その１）

	放課後児童クラブ	放課後子供教室	児童館	プレイパーク
事業の目的、内容	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後や週末等において、全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長、年長者児童の育成・指導、子育て家庭への相談等	子どもが「やってみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場（公園等）。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。素材や道具を使い、子どもたちが場を作り変えていくことも含めて遊ぶことができる。常設されているプレーパークでは、中高生がイベントを企画するような機会もある。乳幼児から中高生まで、様々な子どもたちの遊びの場、居場所として機能している。また、乳幼児の保護者を中心とした地域の拠点や、子ども食堂的な役割として機能しているところもある。
設置場所（実施場所）	学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等	学校の余裕教室、公民館等	－	公園、教育施設等
設置状況	23,619か所（H28.5現在）	16,027教室（H28.10現在）	4,637か所（H28.10現在）	400団体以上が活動
設置及び運営（実施）主体	市町村、社会福祉法人等	都道府県、指定都市、中核市、市町村	都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等	市民団体やNPO法人等
設備と職員等	設備：遊び及び生活の場、静養するための区画 職員：放課後児童支援員２名以上	地域学校協働活動推進員等の地域住民	設備：集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置	地域に暮らす住民たちが「世話人」もしくは運営者となって運営
予算関係	725.3億円の内数（H29）	64.3億円の内数（H29）	次世代育成支援対策施設整備交付金（６６億円）の内数［補助率：定額（１／３相当）］（H29） 運営費 平成２４年度から地方交付税措置	－

※プレイパークについては、有識者からの聞き取りを元に作成。

放課後の生活を支えている施策（その２）

	子どもの生活・学習支援事業 （居場所づくり）	子どもの学習支援事業	放課後等デイサービス事業	保育所等訪問事業
事業の目的、内容	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う学習支援事業を実施。	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の　ための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。	放課後児童クラブ等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。
設置（実施）場所	児童館、公民館、民家や母子生活支援施設等の中から地域の実情に応じて選定	公共施設、公民館、NPO施設、社会福祉施設等	放課後デイサービス事業所	放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの
設置（実施）状況	平成28年度からの事業であり、現在集計中。	1,277ヵ所（H28年度実績）	10,613か所（H29.4現在）	379か所（H29.4現在）
設置及び運営（実施）主体	都道府県、指定都市、中核市、市町村	福祉事務所設置自治体 ※自治体直営または委託	都道府県、指定都市、中核市	都道府県、指定都市、中核市
設備と職員等	設備：良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保 職員：地域の学生や教員OB等のボランティア等を支援員として配置	地域の実情に応じ設定	人員配置基準：児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、管理者 設備基準：指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること、その他指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること	人員配置基準：訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者 設備基準：専用の区画、その他指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること
予算関係	母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数（H29）	35億円（H29）	障害児入所給付費等負担金（1,778億円）の内数（H29)	障害児入所給付費等負担金（1,778億円）の内数（H29)

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

（平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行）

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年５月現在）

○クラブ数　23，619か所
（参考：全国の小学校19,655校）
○支援の単位数　28，198単位（平成27年より調査）
○登録児童数　1，093，085人
○利用できなかった児童数（待機児童数）　17，203人

【今後の展開】

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、
・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒しして実施することを目指す。
・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

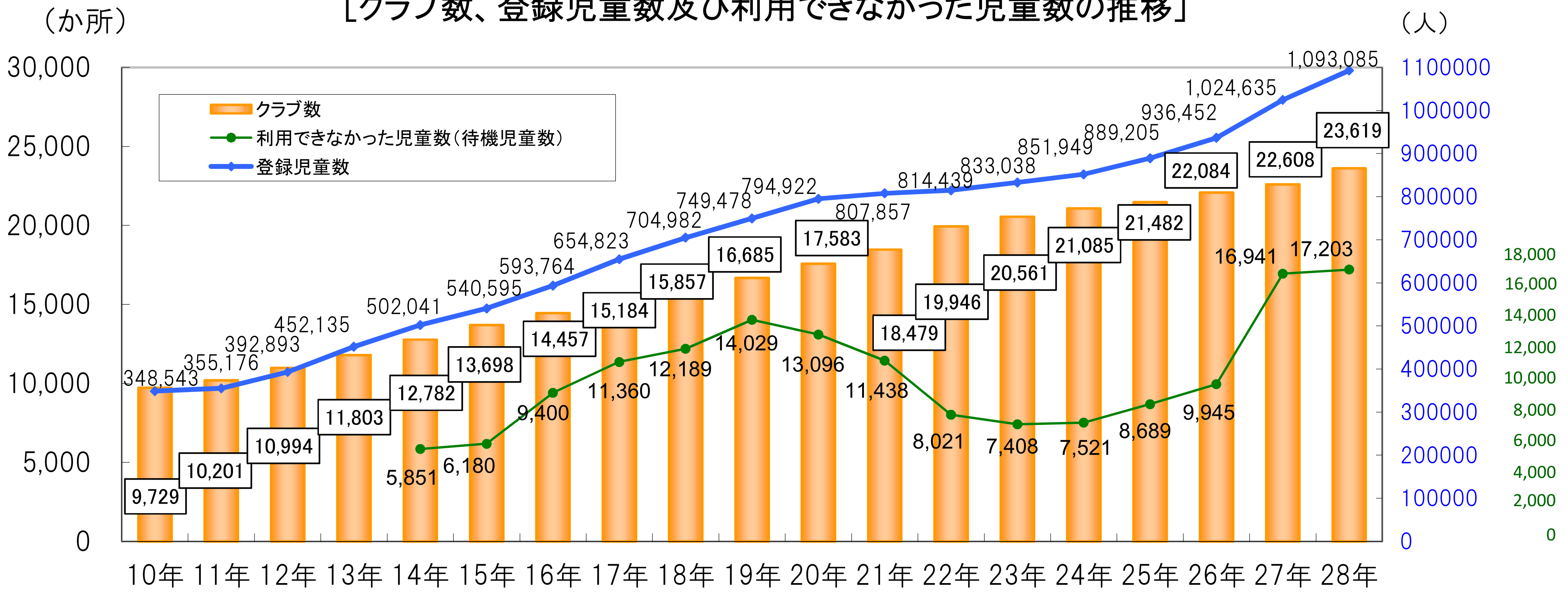

※各年5月1日現在（総務課少子化総合対策室調）

放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

（前年度予算額:6,435百万円の内数）
30年度要求額:7,443百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進

放課後子供教室
（文部科学省）

『放課後子ども総合プラン』として、実施（H26.7月策定）

放課後児童クラブ
（厚生労働省）

地域学校協働活動推進員

双方で情報共有
〈学校区毎の協議会などで一体型・連携型の取組を促進〉

放課後児童クラブ支援員

放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通プログラムに参加

連携・協力

教育活動推進員
教育活動サポーター
（学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理）

特別支援
サポーター
（特に配慮が必要な子供たちへの支援）

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材

特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者など

多様で質の高いプログラムの提供

【共通プログラムの例】
〇室内での活動
・学習支援（予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など）
・多様な体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室など）
〇校庭・体育館での活動
スポーツ活動（野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など）

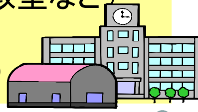

①全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
②放課後児童クラブと一体型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備（特に一体型の取組を加速化）

平成31年度末までの目標を前倒しして実現！

【H29年度】17,750か所	→	【H30年度】20,000か所
半数は放課後児童クラブと一体型		半数は放課後児童クラブと一体型

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）
共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備（2014年度以降追加的に30万人分を整備）
全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒しして実現するための方策を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）
（3）少子化対策、子供・子育て支援 ②教育の再生
・空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

地域学校協働活動推進事業

（前年度予算額 6,435百万円）
３０年度要求額 7,443百万円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進する。そのため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」の配置や機能強化により、「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

就学前段階 → **小学校段階** → **中学校段階** → **高校段階** → **大学等段階**

地域学校協働活動

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

土曜日等の活用

外部人材を活用した教育支援活動　16,600箇所

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材の活用により、土曜日や休日等の特色・魅力のある教育プログラムを充実

中学校における ノー部活動デーの受皿としても活用

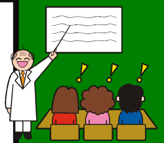

児童の居場所

放課後子供教室　20,000箇所

地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりを拡充。

放課後児童クラブとの一体型を中心とする放課後子ども総合プランの推進

地域未来塾　4,700箇所

地域住民の協力やICTの活用により、学習が遅れがちな中高生等の無料の学習支援を拡充。

中学校における ノー部活動デーの受皿としても活用

貧困対策

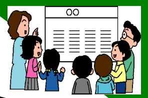

- ●地域ブランドづくり学習
- ●防災学習
- ●課外活動補助
- ●ふるさと発見学習
- ●地域行事への参画　等

6,000箇所

地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の配置拡充、人材の育成・確保（研修の充実、質の向上、ネットワーク化）を強化

C協働本部

統括的な地域学校協働活動推進員

（市町村レベル）

- ・未実施地域における取組実施を推進
- ・地域学校協働活動推進員間の調整
- ・地域学校協働活動推進員の資質や活動の質の向上

375人

B協働本部　**A協働本部**

A 地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

地域学校協働活動推進員

（学校区レベル）

- ・地域住民等や学校との連絡・調整
- ・地域学校協働活動の企画・推進等

20,000人

青少年　大人　保護者・PTA　企業　NPO　文化団体　高齢者　スポーツ団体

「放課後子ども総合プラン」の推進

（平成２６年７月３１日策定・公表）

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の現状

	放課後子供教室　（文部科学省）	放課後児童クラブ　（厚生労働省）
趣　旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数（28予算額：62.9億円の内数）	725.3億円（28予算額：574.8億円）
実施か所数（クラブ児童数）	１６，０２７か所（平成２８年１０月）	２３，６１９か所（1,093,085人）（平成28年５月）
	（一体型）３，７９９カ所（平成２８年５月）	
実施場所	小学校　７５．５%、その他（公民館、中学校など）２４．５%（平成２８年１０月）	小学校　５３．７%、その他（児童館、公的施設など）４６．３%（平成２８年５月）

今後の方向性

【４つの推進方策】

○市町村行動計画等に基づく計画的な整備

○学校施設の徹底活用

○共通プログラムの充実

○総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（平成３１年度末まで）

■全小学校区（約２万か所）で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち１万か所以上を一体型で実施

■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約94万人⇒約122万人）

■新規開設分の約80%を小学校内で実施

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）【抜粋】

追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

○ 文部科学省、厚生労働省の両省により平成28年３月末時点での「放課後子ども総合プラン」の進捗状況を調査

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型*の実施箇所数は**3,549か所**
*同一小学校内等で共通のプログラムを実施
（同一小学校内等で両事業を実施しているのは**5,219か所**）

⇒ **一体型の推進に向けて、文部科学省、厚生労働省の連携により、下記の取組を実施**

※調査の結果（URL：http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago/enforcement.html）

【放課後子ども総合プラン（平成26年７月）】
平成31年度末までに、全小学校区（約2万カ所）で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち１万カ所以上を一体型で実施することを目指す。

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）】
全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、**取組の加速化を図るため**、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、**追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒しして実現するための方策を検討する。**

「放課後子ども総合プラン」、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の推進を進めることにより、共働き家庭等の「小１の壁」を打破し、次代を担う人材の育成を図る。

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

主な課題

（調査における一体型を進める上での課題に関する**市町村**の回答(複数選択)）

【人材確保】

- 一体型を実施する人材の確保が困難：62.1%
- 国の財政支援が不十分：19.6%

【設備】

- 一体型を実施するための設備等が不十分：37.7%

課題解決に向けた取組　（●は継続的な取組、●は新規の取組）

●放課後子供教室の教育活動推進員、教育活動サポーター等の配置の促進
（特に一体型に係る人材の配置を重点的に支援）
（H29予算：文部科学省）
●地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働本部」の整備の推進及び地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置の促進により、地域人材の放課後子供教室への参加を促進（H29予算：文部科学省）
●放課後児童支援員等の資質向上・人材確保のための研修の推進
（H29予算：厚生労働省）
●放課後児童クラブの運営費補助基準額の増額（H29予算：厚生労働省）
●放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施（H29予算：厚生労働省）
●経験等に応じた職員の処遇改善の促進（H29予算：厚生労働省）

●一体型の放課後子供教室の設備（パーテーション、空調設備等）や共通プログラム充実のための備品（ICT機器等）の整備を支援
（H28補正予算：文部科学省）
●放課後児童クラブを実施するための既存施設の改修・設備の整備等の推進
（H29予算：厚生労働省）
●放課後児童クラブにおけるＩＣＴ化の推進（H28補正予算：厚生労働省）

放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の推進

主な課題

(調査における一体型を進める上での課題に関する**市町村**の回答(複数選択))

【場所】

- 小学校内に余裕教室等がない：47.0%

【連携】

- 教育委員会と福祉部局等、自治体内における両事業の理解、実施の場合の連絡調整が困難：29.3%
- 小学校の校長の理解を得るのが困難：6.8%

課題解決に向けた取組　（●は継続的な取組、●は新規の取組）

●放課後児童クラブの創設整備等に係る補助基準額の上乗せに加えて待機児童が発生している場合等の補助率の嵩上げの実施
（Ｈ28年予算より実施：厚生労働省）

●文部科学省・厚生労働省共同で自治体説明会等を実施し、一体型の推進や学校施設等の有効活用について周知（文部科学省、厚生労働省）

●放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校関係者が参画する市町村毎、学校区毎の「協議会」を活用した学校施設等の活用の検討を自治体に呼び掛け
（文部科学省、厚生労働省）
※放課後児童クラブの小学校での実施箇所数、割合は、H26年5月11,653（52.8%）からH28年5月12,679(53.7%)に増加（厚労省調査）

●「総合教育会議」を活用し、首長部局と教育委員会が一体型の推進等、総合的な放課後対策の在り方について検討することを促進
（文部科学省、厚生労働省）
※総合教育会議において、一体型の推進等、総合的な放課後対策について検討している市町村数は、H27年12月：130(7.6%)*からH28年3月：236(13.6%)に増加
*文部科学省　新教育委員会制度への移行に関する調査

●同一小学校内等で両事業を実施している学校（５,219か所）に対する共通プログラム実施に向けた働きかけを実施（文部科学省、厚生労働省）
→　一体型の放課後子供教室の共通プログラム充実のための設備備品（ＩＣＴ機器等）整備（H28補正予算）を促進（文部科学省）

●一体型の優良事例（共通プログラムの充実、学校施設等の有効活用、総合教育会議の活用等）を収集し、両省のＨＰ等を通じて、広く周知
（文部科学省、厚生労働省）

●一体型の促進に係る課題の解決に向けて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者を対象とする一体型推進フォーラム（仮称）を実施
（文部科学省、厚生労働省）

●放課後児童クラブ運営指針の解説書の作成（厚生労働省）

児　童　館　の　概　要

1. 事業の目的、内容

○　児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

○　遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

○ 4，637か所　公営：2，681か所
　　　　　　　民営：1，956か所

<社会福祉施設等調査（平成28年10月1日現在）>

3. 設置及び運営主体

○ 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

○ 設備：集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

○ 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置

5. 公的助成

○施設整備費
・平成29年度予算
　次世代育成支援対策施設整備交付金（66億円）の内数［補助率：定額（1／3相当）］

○運営費
　平成24年度から地方交付税措置

6. 運営について

○児童館ガイドライン
　児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの（平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知）

○児童館実践事例集
　好事例を事例集としてとりまとめたもの（平成25年3月）

プレーパークの概要について

○　プレーパークは、子どもが「やってみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場（公園等）。
たとえば、木登りや穴掘りや工作、水遊び・泥んこ遊び等もできる。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。

○　開園日には、プレーワーカーと呼ばれる大人がいる。
プレーワーカー（プレーリーダー）の役割
プレーワーカー　＝「子どもが自由に遊べる場をつくること」
・子どもがワクワクするような遊び場をデザイン
・遊びに来る子どもの保護者など多くの人を巻き込んで遊具をつくったり
・ケガの応急手当など、遊び場で起こるさまざまなトラブルにも対応
・子どもの遊びを止めようとする大人に、子どもの気持ちを代弁したり、遊びの大切さを伝える役割
・子どもと共に遊び、楽しさを共有することや、友人として彼らのそばに居ることで、言葉にならない気持ちを受け止め、時には親や先生には言えないことを話せる相手になる　等

○　プレーパークは、地域に暮らす住民たちが「世話人」となって、運営している。

【特定非営利活動法人　プレイパークせたがやHPより】

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目　　的

○　ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

○　①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。

① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
② 学習習慣の定着等の学習支援
③ 食事の提供

《②：東京都世田谷区》

《②：東京都江戸川区》

《③：北九州市》

実施体制・実施方法

○　地域の学生や教員ＯＢ等のボランティア等であって、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。

○　食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
（食材費は、実費徴収可）

○　支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
【29予算額】母子家庭等対策総合支援事業（114億円）の内数
※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。

<実施場所>
児童館、公民館、民家等

コーディネーター・管理者

地域の支援スタッフ
（学生・教員OB等）

<支援の内容（例）>

学習支援　遊び等の諸活動　調理実習　食事の提供

事例
01

小さめの家だからこそ、親しくなれる

池袋こども食堂

とっても助かっています。美味しいし、品数も多いし、野菜も種類がたくさんあって、毎回メニューが違っていろいろなものが食べられるのが嬉しいです。
何より、いろんな人と話ができるのが楽しい。いろいろな世代の人と話せます。
「中学ってどうなんだろう」と不安がありますが、中学生の話を聞くこともできるので、部活の様子などがわかり、自分の子どもについての不安がなくなります。
子どもと一緒に友だちと会っても、あまり話をすることができないけれど、ここでは話ができるので、自分にとって本当に貴重な場所になっています。ここに来ると元気になれます。
（通ってくる小学生のお母さん）

住宅地にある普通の一軒家

薄暗くなってきた18時過ぎ、細い路地沿いにある一軒の家の前で、中学生くらいの女の子3人が自転車を停めたと思ったら、その中のひとりが「ここだよ」とささやく声が聞こえました。目立つ看板があるわけでも、にぎやかな声がもれ聞こえるわけでもない普通の家。

「子どもたちが集まっているのかしら」と思いつつ訪ねると、玄関には数え切れないほどの靴が並んでいました。

台所と食卓の距離の近さに、良さがある

ここには、他の場所で行っている無料学習支援帰りの小中高の子どもたちが、お腹をすかせて集まってきています。

2階の和室では、ゲームやプロレスごっこに夢中になっている小学生たちも、机に向かって辞書をひきつつ集中して勉強をしている高校生も、一緒の空間で過ごしています。

「子どもとたくさんお話できるのが嬉しい」とスタッフの人が言う通り、食卓と台所の距離が近くて、料理をつくりながら食事をしている人と話ができます。「柿の木のおばあちゃん家」と呼ばれる小さめの家が、親しくなる良さとなって活かされています。

お腹いっぱいになって、みんなで同じものが食べられるから「鍋」や「ホットプレートでできるもの」

この日はチーズフォンデュ協会の食材・機材提供により「チーズフォンデュ」。

「お腹がいっぱいになって、みんなで同じものを食べられるといいな」と考え、「鍋」や「ホットプレートでできるもの」が定番メニューです。「家族が少なくなって、自宅にある大きなすし桶を使う機会がなかったけれど、またここで使えるのは嬉しい」と、ちらし寿司に腕をふるうこともあるそうです。

貧困を可視化することで、共感し応援する人が増えていきます

「子どもの貧困は見えにくいので、あえて可視化しました」と、池袋こども食堂を主催するNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長の栗林知絵子さんは言います。テレビの取材に応じるのも可視化のひとつ。「ここに来ることで人とのつながりでき、ちょっと楽になったから、同じく苦しんでいる人がいるなら力になりたい」と、テレビに出て自分の体験を語ってくれた親子もいます。それを見て、共感し応援してくれる人が出てきます。

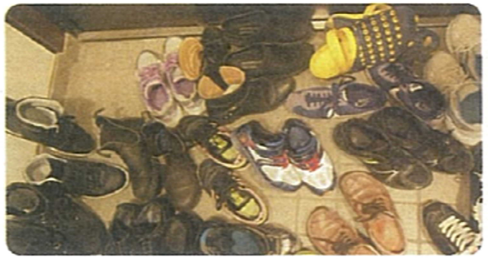

ボランティアをしてくれる人、お金や食材を寄付してくれる人、また、子どもの大学進学の資金を応援してくれる人も出てきました。応援を受けた子どもも学校を卒業し、幼稚園の先生になるまでに成長しました。

「困っている」「助けて」と言えない子どもと親の声を代弁したい

栗林さんは、全国ツアー実行委員会の代表もされています。全国にまでおせっかいにいくパワーはすごいです。
「子どもの貧困」は見えにくい、見た目には分からないことが多いのです。でも、話をしているとさまざまな状況が見えてきます。こども食堂で出会うことで、地域とつながり具体的にサポートできます。話を聴くこともサポートのひとつですし、何か足りないものがあれば、地域のネットワークに呼びかけると家の中に眠っている物が出てきます。必要に応じて弁護士やソーシャルワーカーなど専門家につないだり、行政の相談窓口に同行することもできます。こども食堂で「困っている」「助けて」と言えない子どもや親の声をキャッチして代弁していくことが大事だと、栗林さんは熱く語りました。

全国ツアー実行委員会の代表もされています

NPO代表の栗林さん

池袋こども食堂

運営主体 NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

HP http://toshimawakuwaku.com

活動情報

開催日時:第1・3木曜日 17:30〜20:00

開催場所:東京都豊島区池袋 柿の木のおばあちゃん家

場所の特徴:住宅地にある一軒家

参加費:子ども無料　大人300円

スタッフ:7〜8人、無償ボランティア

PR

活動PR:はじめは、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク主催の学習支援に来ている子どもが参加。家の大きさに限りがあるので広くPRはしていないが、通って来ている子どもたちが友だちを誘うなどの口コミで広がっている

スタッフ募集方法:口コミ、テレビや取材記事を見た人など

運営について

運営方法:終了後、反省をしながら次回のメニューを決める

地域ネットワーク、専門家の関わりなど:

NPO法人として「豊島区内子ども食堂ネットワーク(区と連携)」「としま子ども学習支援ネットワーク(豊島区内の無料学習支援ネットワーク、社会福祉協議会と連携)」に参加する他、地元の児童館、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、弁護士などとのネットワークもある

資金:NPO法人会費、寄付金、食材の寄付、子どもゆめ基金助成金(独立行政法人国立青少年教育振興機構)、フードバンクの支援あり

保険など:食品衛生責任者がいる、保険に加入(食中毒などにも対応)

アレルギー対応:新しく来た子どもには、アレルギーについて聞いている

その他:地域のきめ細かいネットワークがあり、問題がおきたらなんでもみんなで相談できる体制がある

団体活動紹介

こども食堂(池袋こども食堂を入れて4ケ所)、無料学習支援(3ケ所)、池袋本町プレーパークなどの運営をしている

子どもの学習支援事業について

事業の概要

〇「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
〇各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
〇平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組、平成29年度においては教育機関との連携を強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援 ： 単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援 ： 子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

学習面
- 高校進学のための学習希望
- 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面
- 家庭に居場所がない
- 生活習慣や社会性が身についていない

学習支援・進路相談	高校中退防止の取組	家庭訪問の取組	居場所づくり・日常生活支援
•日々の学習習慣づけ、高校進学支援 •進路を考えるきっかけづくり	•定期面談等によるきめ細かなフォロー •定時制高校等の選択肢の情報提供等	•集合型に出てこられない子どもへの早期アプローチ •家庭状況の確認と改善 •親への養育支援等へつなげる）	•学校・家庭以外の居場所づくり •生活習慣の形成支援

＜家庭の課題とその対応＞

親の養育
- 子の養育についての知識・関心の薄さ

世帯の状態
- 家庭が困窮状態にある

親への養育支援	世帯全体の支援
• 公的支援等の情報提供 • 子どもの将来を考えるきっかけづくり	• 自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児
（＊引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能）

○ 利用定員

10人以上

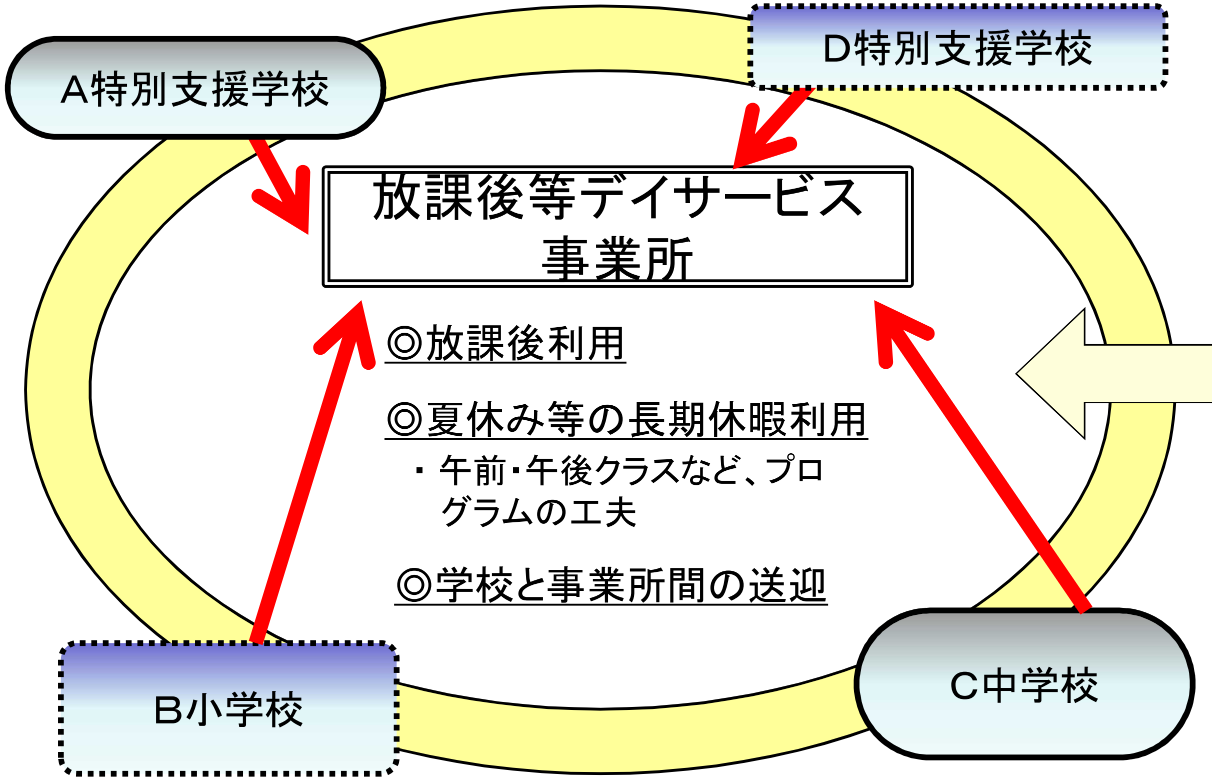

○ 提供するサービス

◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
①自立した日常生活を営むために必要な訓練
②創作的活動、作業活動
③地域交流の機会の提供
④余暇の提供

◆ 学校との連携・協働による支援（学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性）

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
＊「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
＊発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

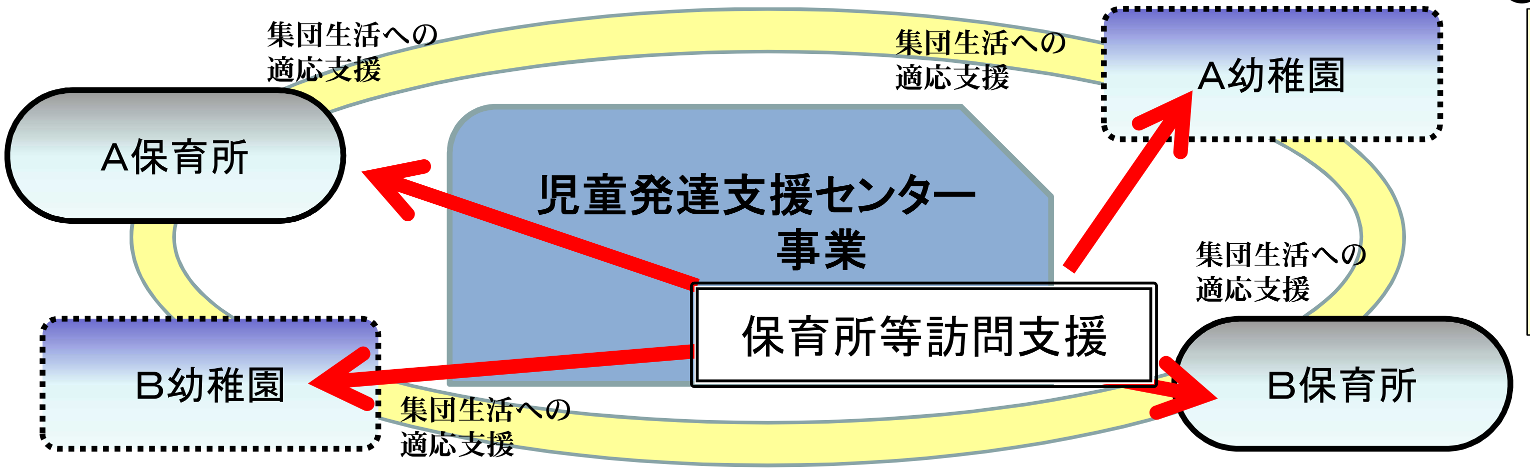

○ 訪問先の範囲

・ 保育所、幼稚園、認定こども園
・ 小学校、特別支援学校
・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
（①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等））
◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）を想定。